

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2011 年度第 5 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

中国日本商会 IPG では、2011 年度第 5 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開催いたします。

日時：2012 年 2 月 7 日（火）午後

詳細は追って弊所ウェブサイト、本メルマガ等でご案内させていただきます。

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14：00～17：00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部

E-Mail：post@jetro-pkip.org

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 「オンライン小売管理条例」意見募集中、商務部が早期発表の必要性指摘（中国放送網 2011年10月31日）
2. アモイ市「専利促進と保護条例」が採択、来年2月より施行（国家知識産権網 2011年11月4日）
3. 国家知識産権局、改正「強制実施許諾弁法」で意見募集（毎日経済網 2011年11月3日）

○中央政府の動き

1. 国務院白書：知的財産権保護分野の立法をさらに重視（国家知識産権網 2011年10月28日）
2. 技術革新と新興産業戦略が工業構造調整の二つの柱に 工業情報部（工業情報部公式サイト 2011年10月27日）
3. 知的財産権サービス、発展優先のハイテク化産業分野に（人民網 2011年10月24日）
4. 中国と韓国のPPH試行、来年3月1日より開始（国家知識産権網 2011年11月4日）
5. 国務院8機関、技術系中小企業の促進策を共同発表（金融時報 2011年11月4日）
6. 胡錦濤主席、APEC・CEOサミットで知的財産権保護強化を強調（新華網 2011年11月14日）
7. SIPO、知的財産権戦略地域シンポジウムをWIPOと共催（中国新聞網 2011年11月11日）
8. 温家宝総理、権利侵害と模倣品摘発活動の継続強化を強調（国務院弁公庁 2011年11月9日）
9. 商務部で企業知的財産権海外権利擁護支援センター設立（新華網 2011年11月18日）
10. 中日韓、東京で第4回関税局長長官会議を開催（税関総署 2011年11月16日）
11. 中米間のPPH試行、来月より開始（国家知識産権網 2011年11月16日）
12. 知的財産権保護の指導体制の長期化を承諾、JCCT会議で（新華網 2011年11月22日）
13. SIPOと香港知識産権署、協力協定を締結（国家知識産権網 2011年11月21日）

○地方政府の動き

1. 中関村、電子出願促進の新施策を打ち出し（北京市知識産権局公式サイト 2011年10月25日）
2. 湖南省、生徒達のイノベーション成果に「フヨウ革新賞」（国家知識産権網 2011年11月4日）
3. 長沙市で世界初の知的財産権ネットオークションサイト（国家知識産権網 2011年11月7日）
4. 北京市で知的財産権の公共情報サービスシステムが運用開始（科学時報 2011年11月17日）
5. 中国文化産業発展指数が発表、トップ3は北京、広東、上海（科技日報 2011年11月14日）
6. 深セン市、今年に2.3億元支出、知財発展を強力支援（南方都市報 2011年11月26日）

7. 北京市、業界競争力向上目指し知的財産権連盟設立（中国経済網 2011年11月23日）
8. 知的財産権保護を表彰する市長賞、広州市創設（南方日報 2011年11月21日）

○司法関連の動き

1. 海澱区裁判所、専利をめぐる訴訟で専門家裁判員導入（国家知識産権網 2011年11月6日）
2. 司法と著作権当局、調停体制整備で提携、事件の急増に対応（国家知識産権網 2011年11月11日）
3. ハイテック成果交易会で「知的財産権巡回法廷」、深せん市（国家知識産権網 2011年11月17日）
4. 北京高裁、知財紛争調停組織リスト第1陣の7協会を公表（正義網 2011年11月21日）

○統計関連

1. WIPO 報告書：中国の知的財産権活動に目覚しい発展（知的財産権報 2011年10月27日）
2. 日系企業による中国への特許出願、増え続ける（国家知識産権網 2011年10月26日）
3. 北京市、代理組織 83 社が電子出願率 90%超（北京市知識産権局 2011年11月2日）
4. 税関の知的財産権保護、1～10月の届出件数は 3197 件（国家知識産権網 2011年11月10日）
5. 農業技術成果の産業化率は 40%前後、先進国より遥かに低い（新華網 2011年11月8日）
6. 産業への R&D 投資、中国が日本を抜き世界 2 位に（中国新聞網 2011年11月15日）
7. 今年の特許出願件数は中国が世界一、トムソン・ロイター予測（新華網 2011年11月17日）

○その他知財関連

1. 日本のソフト企業 5 社が徐州ソフトパーク進出へ（中国江蘇網 2011年10月30日）
2. 特許情報検索システム「digi-patent/s」まもなくサービス提供開始＝日立と北京工大が共同開発（IT168 2011年11月3日）
3. 華南地域の税関、日系企業と知的財産権保護で意見交流（中国経済網 2011年11月10日）
4. 2011年中国の多国籍企業上位 100 社及び多国籍指数が発表 国内初（人民網 2011年11月16日）
5. 後を絶たないオンラインのニセモノ・模倣品販売（新華網 2011年11月24日）

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★2. アモイ市「専利促進と保護条例」が採択、来年2月より施行★★★

福建省アモイ市の「専利促進と保護条例」はこのほど市の人民代表大会常務委員会で採択された。来年2月1日より施行されるという。

「条例」は専利（特許、実用新案、意匠を含む）の創出・運用を奨励し、専利の保護と管理を強化し、イノベーション都市に相応しい専利促進・保護の環境を醸成することを目指し、「アモイ市専利保護規定」を元に改正し、作成された。総則、専利促進、専利保護、専利管理、法律責任、附則の6章43条からなる。

専利の促進を特に重視する同「条例」は、元「アモイ市専利保護規定」より促進関連の内容が大幅に追加された。専利出願や早期警報体制の整備、権利擁護の支援などに用いられる、専利の発展をサポートする専門資金の拠出の外、関連当局に▽専利公共サービスプラットフォームの整備▽専利の出願と登録、専利保護などに関する情報の定期的公表——などが求められている。

また、「条例」には▽イノベーションを奨励するための専利賞の設立、▽模倣品取締りと権利侵害紛争処理に関する行政手段の強化、▽アモイと台湾との間における提携、情報共有の促進——なども盛り込まれている。（国家知識産権網 2011年11月4日）

○中央政府の動き

★★★1. 国務院白書：知的財産権保護分野の立法をさらに重視★★★

国務院の新聞弁公室が27日、中国の法律体系の構成と内容を全面的に説明し、立法分野の成果をPRする白書、「中国特色のある社会主義法律体系」を発表した。白書の中では専利法、商標法、著作権法など多くの知的財産権保護関連の法律を発布実施し、知的財産権の保護を高く重視する国の姿勢が強調された。また、今後の一定期間において文化・技術分野の立法作業、文化・技術分野のイノベーション奨励、知的財産権保護関連制度の整備をさらに重視する考えだという。

白書はおよそ2万文字で、▽前言▽中国特色のある社会主義法律体系の形成▽中国特色のある社会主義法律体系の構成▽中国特色のある社会主義法律体系の特徴▽中国特色のある社会主義法律体系の整備▽まとめの言葉——の各部分から構成される。

白書によると、中国は知的財産権の保護を高く重視し、専利法、商標法、著作権法、コンピューターソフトウェア保護条例、集積回路設計図保護条例、著作権集団管理条例など知的財産権保護関連の法律・法規を多数発布した。2010年末現在の統計では、特許・実用新案・意匠の登録件数が389万件以上、登録商標が177の国家からの商標67万件を含む460万件以上に達している。2001年から2010年までに各行政当局が摘発した権利侵害・海賊版の製品が7億700万点で、行政処罰を処した事件が9万3000件、司法機関に移送された事件は2500件余りだった。（国家知識産権網 2011年10月28日）

★★★4. 中国と韓国のPPH試行、来年3月1日より開始★★★

中国国家知識産権局（SIPO）と韓国特許庁（KIPO）が11月2日に北京で行った第17回長官会合で、双方が両国間の「特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway 略称PPH）に関する了解覚書」を締結し、PPHの試行を来年3月1日より開始することに合意した。

試行期間は2013年2月28日までの一年間。両国の出願者がSIPOまたはKIPOにPPHの請求を提出することで、相手国で簡易な手続で審査を早期に受けられるようになる。両

国特許当局の審査負担が低減されることに加え、出願者でも資料作成の負担が減るので費用と時間を大幅に節約できることが期待される。

国家知識産権局は先月 18 日に日本特許庁との第 18 回長官会合で中日間の PPH 試行について合意した。両国間の PPH 試行はすでに今月 1 日より始まった。韓国との PPH 試行は国家知識産権局が国内企業による海外での権利取得を支援するためのもう一つの重要施策となる。(国家知識産権網 2011 年 11 月 4 日)

★★★11. 中米間の PPH 試行、来月より開始★★★

中国と米国は来月 1 日より両国間の特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を開始することがわかった。国家知識産権局 (SIPO) の楊鉄軍副局長と来訪の米特許商標庁 (USPTO) のテレサ・リア副長官が 11 月 8 日に、特許審査ハイウェイ (PPH) の試行に関する意向声明書に調印した。

試行期間は 2012 年 11 月 30 日まで。両国の出願者が「中米 PPH 試行プロジェクトにもとづき国家知識産権局に PPH 請求を提出するフロー」に基づき国家知識産権局に、または「米国特許商標庁と中国国家知識産権局との PPH 試行プロジェクト」と「米国特許商標庁と中国国家知識産権局との PCT 活動結果にもとづく PPH 試行プロジェクト」の規定に基づき米国特許商標庁に PPH の請求を提出することができる。

米国は国内権利者の海外に特許などを出願する際の重要な出願先国。中米間の PPH 試行は国家知識産権局が国家的財産権戦略の実施を促進し、企業などによる海外での特許権取得を支援するための重要施策である。(国家知識産権網 2011 年 11 月 16 日)

★★★13. SIPO と香港知識産権署、協力協定を締結★★★

国家知識産権局 (SIPO) と香港特別行政区政府知識産権署はこのほど香港で、知的財産権分野の協力強化を狙い、大陸部と香港間の知的財産権をめぐる初の協力協定を締結した。国家知識産権局の田力普局長と香港知的財産権署の張錦輝署長が協定に署名した。

双方は、知的財産権分野における協力をいっそう強化し、交流を促進し、知的財産権を重視することでイノベーションと経済成長をとともに推し進めていくことで合意した。協定には▽法律、普及教育および自動化サービスに関する情報の交流、▽香港知識産権署の要請に応じて国家知識産権局が要員訓練を提供すること、▽刊行物の交換、▽知的財産権貿易の促進、▽展覧会、検討会、技術交流会の共催——などが取り込まれている。長年に密接に提携してきたことを踏まえて締結した同協力協定は、双方の協力関係が新しい段階に入る一里塚と見られている。(国家知識産権網 2011 年 11 月 21 日)

○地方政府の動き

★★★2. 湖南省、生徒達のイノベーション成果に「フヨウ革新賞」★★★

湖南省における小中学校の生徒達のイノベーション成果を対象とする「フヨウ革新賞」の選定で、生徒 154 名、指導教員 43 名が入賞した。このほど行われた授賞式に、省知識産権局の関係責任者が出席し、受賞者に賞を手渡した。

「フヨウ革新賞」は湖南省が小中学校の科学技術教育を促進し、省の科学技術戦略を実施するための重要施策の一つと位置付けられている。省の「青少年科学技術イノベーション大会」や「小中学校コンピューター制作イベント」、「小中学校研究学習成果賞」の優勝者と国の「明日の小小科学者」の選定に入選された生徒が立候補者となる。数学、物理、化学、微生物学、社会科学、生物化学、医薬健康学、コンピューター、ロボット、動物学、植物学、環境科学など多くの分野に分けてそれぞれ優勝者が選出される。(国家知識産権

網 2011年11月4日)

★★★3. 長沙市で世界初の知的財産権ネットオークションサイト★★★

長沙技術財産権取引所と中国技術取引所が共同で作上げた「知的財産権ネットオークション取引プラットフォーム」が11月6日、長沙市で行われた「2011中国科学技術成果転化交易会」で本格始動した。知的財産権の流通、譲渡のために開設されたネットオークションサイトとしては世界初という。

「価格優先と時間優先」が原則で、有効期限内における最高値段の注文により譲受人が決まる。すでに国内の複数の企業と研究機構からの知的財産権、研究成果200件以上が登録されているという。

始動式に出席した中国技術取引所の関係責任者によると、知的財産権のネットオークションは地域的空間を制限することがなく、世界各地の投資者が誰でも同時に参与することができる仕組みであり、また匿名体制の導入で企業の戦略秘密も保護され、知的財産権取引の促進で活躍し、大いに期待できるという。(国家知識産権網 2011年11月7日)

○司法関連の動き

★★★1. 海澱区裁判所、専利をめぐる訴訟で専門家裁判員導入★★★

北京市の海澱区人民法院(裁判所)はこのほど、専利をめぐる訴訟に参加する専門家裁判員のリストを公表した。裁判員に招聘された専門家5名はいずれも、高級エンジニアまたは教授であり、技術分野はコンピューター、バイオ医薬、無線通信、政策研究などが含まれる。

知的財産権をめぐる事件が増え続けている海澱区裁判所は裁判員の役割の発揮に取り組んでいる。2010年に延べ343人の裁判員が著作権紛争、商標権紛争、技術契約紛争など知的財産権関連の訴訟334件に参加した。最高人民法院(最高裁)の認可を受け、実用新案と意匠に係わる紛争事件を受理できる北京市初の下部裁判所となった同裁判所は、専利関連の事件における技術問題の判断力を強化するのを狙い、専門家裁判員導入の方針を決定した。

8月25日に専利をめぐる民事紛争事件の受理について記者会見を行ったあと、同裁判所が受理した初の専利関連事件は実用新案をめぐるもので、すでに立件審査の段階に入っているという。(国家知識産権網 2011年11月6日)

★★★2. 司法と著作権当局、調停体制整備で提携、事件の急増に対応★★★

中関村著作権争議調停センターが10月28日、北京にある中国人民大学国家著作権貿易基地で設立された。上海著作権紛争調停センターと成都著作権紛争調停センターに続き、一般向け著作権関連の法律サービスを提供する国内3つ目の公益機関となる。

国内ではここ数年、知的財産権をめぐる事件が急増している。最高人民法院(最高裁)の統計によると、2010年に各地方の裁判所で受理された知的財産権民事第一審事件は42931件で、このうち著作権をめぐる事件は前年より61.54%と大幅増の24719件だった。各裁判所では訴訟件数の急増に審理が追いつかないようになっている背景に、最高裁は昨年6月に調停を奨励、促進する旨の通達を出した。各地の裁判所はこれに基づき、著作権管理当局と提携して、公益性のある調停機関の設立など調停業務の制度化、規範化、理性化を目指して共に取り組んできた。

中関村著作権争議調停センターはこれから、国内の専門家、業界協会の幹部、知的財産権分野の裁判官を委員に招聘して調停委員会を作り、国の関連当局や業界協会、企業など

と協力、交流を進め、権利者と使用者との間の争議や矛盾を調停し、和解の達成と調停の成功に努めることとしている。(国家知識産権網 2011年11月11日)

★★★3. ハイテク成果交易会で「知的財産権巡回法廷」、深せん市★★★

深せん市で11月16日に開幕された第13回中国国際ハイテク成果交易会で、出展者は会場にある「知的財産権巡回法廷」を通じて、知的財産権に関する十分な司法サービスを利用することができる。知的財産権の保護における司法の主導的役割を十分に生かすのを狙い、深せん市裁判所が設けた。

「巡回法廷」は市中級人民法院(人民法院=裁判所)と所轄の各区の裁判所の知的財産権部門から選ばれた優秀な裁判官により構成される。知的財産権意識の啓蒙普及を促し、知的財産権保護を訴えるとともに、知的財産権侵害をめぐる訴訟を受理し、知的財産権紛争を調停する。また、ハイテク成果交易会の各段階で必要な法的コンサルティングサービスを提供する。このほか、巡回法廷では出展企業向けの「知的財産権訴訟ガイドブック」、「知的財産権司法保護ガイドブック」などの資料も用意されている。(国家知識産権網 2011年11月17日)

○統計関連

★★★2. 日系企業による中国への特許出願、増え続ける★★★

今年1月から9月までの日系企業による特許出願は諸外国の中でトップの2万8700件で、前年の同じ時期より11.8%増加した。日系企業の中国における特許出願は毎年10%以上の増加率で推移しており、外国企業による特許出願の三分の一を占めた。

2010年にソニーによる特許出願が2036件で最も多く、前年より30%増えた。パナソニックは1723件で2位。登録件数ではパナソニックが1565件で外国企業の中でトップを占め、ソニーが1313件で3位だった。このほか、北京と上海で研究開発センターを設立し、100人以上の開発者を抱える日立社は昨年の特許出願件数が1700件で、売り上げは1兆1800億円に上っている。

日系企業の中国における有効特許件数も諸外国企業の中で最も多く、合計で9万187件に達している。パナソニックが7616件で1位、ソニーが4098件で3位だった。(国家知識産権網 2011年10月26日)

★★★4. 税関の知的財産権保護、1~10月の届出件数は3197件★★★

全国の各税関で今年1~10月、知的財産権侵害の輸出入貨物をめぐる事件1万4000件が摘発され、侵害の疑いがある貨物7854万点が差し押さえられた。一方、税関総署で登録された知的財産権税関保護の届出件数は今年10月末時点で累計23330件に達し、このうち今年1~10月の新規届出件数は3197件で、すでに昨年通年の3020件を上回っていることがわかった。

税関は輸出入の管理当局として1994年から知的財産権の税関保護を始め、知的財産権保護体制の整備と担当官の充実に努めてきた。1995年から2010年までに各税関で摘発された権利侵害事件はおよそ12万件、関連貨物は総計で24億人民元に達した。税関総署では現在、米国、EU、ロシア、日本、韓国などの国と知的財産権分野のエンフォースメントをめぐる協力覚書を締結しており、情報の共有、経験の交流、事件調査協力などで多くの成果を収めている。(国家知識産権網 2011年11月10日)

=====

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIP0）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved